

新型コロナ警報等発令に伴う伝道師の派遣可否に係る判断基準について

<派遣の可否の判断時期>

開催日の2週間前

<伝道師の派遣可否に係る判断基準>

○開催場所及び参加者について

新型コロナ警報若しくは特別警報発令地域における開催 又は同地域からの参加が見込まれるなど派遣を行うこと が適切でないと思われる場合	派遣不可
新型コロナ注意報発令地域における開催又は 同地域からの参加が見込まれる場合	個別に判断

○開催方法について

リモートによる派遣を基本とし、以下の事項を満たすことを条件に派遣。

- ・参加者が会場収容定員の半分以下であること（例：40人の部屋に20人程度）
 - ・三つの密の発生が原則想定されないこと（人と人の間隔はできるだけ2mを目安に）
 - ・大声での発生や近接した距離での会話等が原則想定されないこと
 - ・その他適切な感染防止対策が取られていること（マスク着用、室内喚起の徹底）
- ※出前説明会（県民参画協働課所管）の派遣条件を参考に設定しています。